I 経済・雇用

1 地域に根ざした中小企業・小規模事業者対策の充実・強化

【所管省庁 経済産業省】

- (1) 中小企業・小規模事業者の成長・発展を図るため、創業、技術開発、経営改善、金融、販路開拓、経営革新、海外展開など、総合的な対策を引き続き推進すること。
- (2)「小規模企業振興基本法」に基づく支援策については、実効性の高いものとなるよう、地域における小規模事業者の実情を十分に踏まえること。
- (3) 起業にチャレンジする若者、女性等に対する支援を拡充すること。
- (4) 地方が行う中小企業・小規模事業者の海外展開に対する取組みを支援すること。
- (5)食料品製造業など、ものづくり産業の新技術、新製品開発に対する支援を拡充すること。

2 地域の観光資源を活かしたインバウンドの促進

【所管省庁 法務省、国土交通省】

- (1) 今後の我が国の観光振興のため、新たな財源措置を含め、その推進の在り方を総合的に検討すること
- (2) 観光協会等が実施する観光ブランドづくり等の自主的な取組みに対し、 積極的な支援を行うこと。
- (3) クルーズ船客の周遊促進を図るため、人員の増強など、入国審査のさらなる迅速化に努めること。

3 グリーンアジア国際戦略総合特区への継続的支援

【所管省庁 内閣府】

国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置については、租税特別措置法において平成28年3月31日が適用期限となっているが、この適用期限を延長すること。

4 美しく活力ある農山漁村の実現に向けた施策の充実

(1) 環太平洋パートナーシップ協定

【所管省庁 内閣官房、農林水産省】

- 国は、国民への十分な情報提供に努めるとともに、聖域の重要 5 項目 等を必ず守ることを大前提として、安易に妥協することなく、強い姿勢 で交渉に臨むこと。
- 農林水産業は、国民への食料の安定供給、食の安全・安心確保、国土 や自然環境の保全などの面でも重要な役割を果たす産業であることから、 TPP交渉の行方にかかわらず、将来にわたって持続的に発展していけ るよう、具体的な対策を講じること。

(2)農林水産業の競争力強化

【所管省庁 農林水産省】

- 農林水産関係の公共事業や共同利用施設の整備等を計画的に進めるため、必要な予算を確保すること。
 - 特に、防災・減災対策については、その重要性に鑑み、十分な予算を確保すること。
- 飼料高騰や日豪経済連携協定の影響を受ける畜産農家への経営安定対策、畜産クラスター関連事業など収益性向上や基盤強化対策の充実強化を図ること。加えて、家畜伝染病対策に必要な予算の確保を図ること。
- 農林水産物の輸出について、戦略的に国家プロジェクトによるジャパンブランドの確立を強力に推進すること。また、科学的根拠に基づかない輸入規制を実施する国に対し、撤廃を強く働きかけること。

5 きめ細かな雇用政策の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

若者、女性、高齢者、障害者など、誰もが意欲と能力を活かして働くことができるよう、本県が設置している年代別・対象別センターや今年度設置する正規雇用促進企業支援センターへの協力など、地方公共団体との連携をさらに強化し、きめ細かく実効性のある就職支援や、本県で実施している「戦略産業雇用創造プロジェクト事業」の平成28年度以降の継続実施など、地域の実情に応じた雇用創出の取組みへの財政支援を強化すること。

6 医療福祉機器関連産業分野への支援強化

【所管省庁 経済産業省、厚生労働省】

- (1) 今後成長が見込まれる医療福祉機器関連産業の振興のため、機器の開発・ 実用化、人材育成等に対する支援を強化すること。
- (2) 医療福祉機器分野への中小企業の参入を促進するため、実用化に必要な 薬事規制への対応や機器の実証を行う医療福祉現場の確保等について、地 域における取組みと連携し、支援を強化すること。

7 国際リニアコライダー(ILC)計画に関する調査・検討の実施

【所管省庁 文部科学省】

財政負担も大きいILC計画について、世界のより多くの研究者が、より長く研究を継続できる研究・生活環境、大学や研究機関、産業の集積による社会経済への波及効果など、国民の英知を結集した幅広い観点から総合的な調査・検討を行うこと。

8 先端成長産業育成等への支援強化

【所管省庁 文部科学省、経済産業省、厚生労働省】

- (1)自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、先端半導体、ロボット、 コンテンツ・ソフトウェア、有機ELなどの先端成長産業の育成・集積を 図るため、研究開発、実用化、人材育成等の取組みに対する継続的な支援 を行うこと。
- (2) 自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な 支援を行うこと。
- (3) 先端半導体やロボット、バイオテクノロジーにおいて、アジアをリード する世界トップクラスの研究開発拠点を形成するため、「地域イノベーショ ン戦略支援プログラム」等による支援を強化すること。
- (4) 日本発のプログラミング言語「Ruby」、「軽量 Ruby」を活用したソフトウェア開発やアプリケーション制作に対する重点的な支援を行うこと。
- (5) 九州大学で開発中の世界最先端の有機 EL 素材(第3世代)の研究開発及びこの研究成果を活用した実用化に向けた取組みに対する支援を行うこと。

9 水田農業振興対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1)30年産を目途に、行政による主食用米の生産数量の配分が廃止される見込みであり、水田農業の維持発展に支障を来すことがないよう30年産以降、どのようなシステムで需給調整を実施していくのか早急に現場に示すこと。
- (2) 米の価格安定に向け、国は責任をもって実効性のある対策を講じ、農家 の所得が確保できるよう配慮すること。また、不測の米価下落等が経営に 及ぼす影響を踏まえ、収入減少影響緩和対策の充実なども含め、経営安定 の対策を講じること。
- (3) 担い手への農地の集積・集約化を促進するため、「農地中間管理機構関連事業」の予算額を確保することに加え、長期貸付に対しては抵抗感があるという現状を鑑み、貸付期間の短縮を図ること。また、制度の見直しを進めるに当たっては、適切な情報提供など、現場が混乱しないよう十分配慮すること。

10 日本型直接支払制度予算の確保

【所管省庁 農林水産省】

人口減少等により、地域の協働活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農業の持つ多面的機能を維持するため、日本型直接支払制度の取組みに必要な予算の確保を図ること。併せて、地方負担の軽減を図ること。

11 果樹及び茶の改植に対する支援

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 果樹の改植について、産地構造改革計画に産地の発展のために必要不可 欠な優良品種として位置づける場合は同一品種への改植を認めるなど、要 件をさらに緩和すること。
- (2) 茶の改植に対する支援を産地の実熊を反映した支援水準とすること。

12 キウイフルーツかいよう病対策について

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 本病は植物防疫の重要病害に該当するため、感染拡大を防ぐ薬剤防除の 徹底や、病害診断に必要な資材等の整備について、必要な支援を行うこと。
- (2) 今回発生した Psa3 系統の感染経路の解明、早期かつ効果的な病害診断技術や耐病性品種の開発を早急に行うこと。また、病害侵入の可能性がある花粉、穂木、苗については輸入検疫を徹底するとともに、国内における安全な花粉等の供給体制を確立すること。
- (3) 防除効果の高い薬剤の開発や防除技術の確立を早急に行うこと。
- (4) キウイフルーツかいよう病により、果樹経営支援対策事業を利用して改植を行う場合は、産地の実態を反映した十分な支援単価とするとともに、 過去の事業実施の有無にかかわらず、支援対象とすること。

13 6次産業化の取組み拡大に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

6次産業化の取組みを拡大するため、農林漁業者だけで行う加工・販売の 取組みについても事業対象とするとともに、十分な予算額を確保すること。

14 農産物輸出の更なる拡大に向けた取組みの強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1)通年輸出等の強化による輸出拡大に伴い、輸出検疫に多大な時間を要し、 定時の輸出に支障を招く恐れがあることから、輸出検疫業務の円滑化を図 られること。
- (2) 輸出相手国が輸入を認めていない農林水産物について、輸出が可能となるよう、相手国に輸入条件の緩和を働きかけること。
- (3) ジャパンブランドの推進のためには、九州など各県が連携した取組みを 香港や台湾といった成熟市場においても行う必要があり、そのための支援 策を拡充すること。

15 鳥獣対策や人と動物の共通感染症対策に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害は依然深刻であることから、鳥獣対策については、引続き十分な財源の確保を行うとともに、地域の状況を考慮したしくみとすること。
- (2)「ワンワールド・ワンヘルス」の理念のもと、人と動物との健康を守るため、関係機関が連携して、人と動物の共通感染症対策を推進していくこと。

16 新規就農者の定着及び女性の経営参画に向けた支援策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

農業の担い手確保・育成のための「青年就農給付金事業」については、農外からのUターン者や新規参入者に確実に給付し、新規就農者の拡大・育成が図られるよう、必要な予算額を確保すること。また、女性農業者の能力開発や、経営参画が図られるよう、地方で活用できる施策を創設すること。

17 国営事業等の推進

【所管省庁 農林水産省】

- (1)農業生産の維持と国土保全を図るため、「国営総合農地防災事業」及び「国営海岸保全整備事業」を早期完成すること。
- (2)「水資源機構営両筑平野用水二期事業」を計画的に実施するため、必要な予算を確保すること。

18 直接採択事業への提言

【所管省庁 農林水産省】

県や市町村が主体的かつ計画的に実施できるよう、既存の直接採択事業を 間接補助事業とすること。

19 漁業における担い手確保対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

漁業における新規就業者の確保・育成対策として、経営が不安定な漁業就業直後の所得を確保し、経営自立をサポートする給付金制度を創設すること。 また、新規就業を希望する漁家子弟の対象を拡充すること。

20 ノリのIQ枠の堅持及びノリ加工品の原料原産地表示の制度化

【所管省庁 内閣府(消費者庁)、農林水産省】

- (1) ノリが無制限に輸入されないよう、ノリの I Q枠を堅持するとともに、 輸入割当量の増加を抑えること。
- (2)「おにぎり」や「のり巻き」などのノリ加工品に使用されるノリの原料原産地表示を義務化すること。

21 有明海再生対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

有明海再生対策については、農林水産大臣談話に基づく事業や各県が作成した 有明海再生計画に沿って実施する総合的な施策、さらに4県が協調した調査の 継続が必要であり、そのための財源措置を充実すること。

22 諫早湾干拓事業の開門調査に対する提言

【所管省庁 農林水産省】

諫早湾干拓事業の開門調査にあたっては、関係者間で十分に議論したうえで、不測の事態が起こらないよう、十分な対策を講じつつ実施すること。

23 森林整備加速化・林業再生基金の諸施策の継続

【所管省庁 農林水産省】

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業の成長産業化を実現するため、森林整備加速化・林業再生基金で実施してきた諸施策の継続に必要な予算を確保すること。

24 燃油高騰対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

農林漁業用の燃油高騰対策の充実強化を図ること。

25 特別栽培農産物の流通促進対策

【所管省庁 農林水産省】

特別栽培農産物の流通を促進するため、有機農産物と同等に消費者に対する PRイベントや商談会の開催などの流通促進に係る支援を講ずること。

26 農業協同組合制度の見直しについて

【所管省庁 農林水産省】

農業協同組合制度の見直しにおいては、主体的な改革の進展に向けて、営 農指導や農産物の有利販売等の強化に資するよう経営基盤の充実のための対 策を講ずること。

Ⅱ 安全・安心

1 暴力団壊滅のための抜本的対策の推進

【所管省庁 法務省、財務省、国家公安委員会】

- (1) 警察官の増員のため、警察官定員基準を改正すること。
- (2) 新たな捜査手法の導入など、暴力団犯罪に的確に対応するための法整備 を行うこと。
- (3) 暴力団の所得に関する調査・徴収を徹底すること。
- (4) 暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への継続的な支援を行うこと。
- (5) 暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。
 - 遠隔地への就労が可能となる広域的な就労支援体制を構築すること。
 - 離脱した者を雇用する事業者に対する保証金制度の創設などの支援を 行うこと。

2 特殊詐欺撲滅に向けた対策の推進

【所管省庁 内閣府、国土交通省、総務省、国家公安委員会】

- (1)特殊詐欺の被害は、広域的に発生していることから、国においても注意 喚起を全国的に行うこと。
- (2) 自動通話録音装置など特殊詐欺被害防止のための機器の普及促進に向け、 地方公共団体が行う広報や住民への貸与事業に対する財政的支援を行うこ と。
- (3) 犯行に利用されやすいサービスの提供者等への被害防止に向けた要請と 仕組みづくりを行うこと。
 - レターパックや宅配便等の受付時における内容物確認制度、及び配達物(信書でないもの)が犯罪に利用されていると思われる場合の通報制度を導入すること。
 - 携帯電話事業者等に対する契約時の身分確認の徹底等、被害防止対策 を強化すること
- (4)消費者被害や詐欺被害の未然防止に取り組む地域の消費生活センターの 充実強化のための財源が安定的に確保されるよう、財源措置を講じること。

3 福島原発事故を踏まえた原子力災害対策

【所管省庁 内閣府、環境省】

- (1)原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策のうち、緊急時モニタリング、避難退域時検査など、具体的内容が示されていないものについて、その内容を早急に明らかにすること。
- (2) 避難用バスの運転手確保など、自治体が直面する困難な課題の解決を図るため、国として主体的に具体的な支援を行うこと。
- (3) 自治体が実施する原子力災害対策について、国の交付金により全額財政措置するとともに、その使途の拡充及び弾力的な運用を図ること。

4 福島原発事故対応と原子力発電所の安全対策

【所管省庁 内閣府、環境省】

原子力発電所の安全対策の確立を図ること。

5 暴力団対策の充実強化

【所管省庁 法務省、警察庁】

- (1) 資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。
 - 爆発物専用の鑑定処分施設を併用した保管施設を整備すること。
- (2) 迅速・的確な事件処理のための検察態勢を強化すること。
- (3) 暴力団犯罪捜査員の処遇を改善するなど、捜査基盤を充実強化すること。

6 特殊詐欺対策の強化

【所管省庁 経済産業省、国土交通省、警察庁】

- (1) 犯行に利用されやすいサービスを提供する事業者等への被害防止に向けた要請と仕組みづくりを行うため以下の措置を講じること。
 - 配達事業者等に対するレターパックや宅配便等の受付時おける内容 物確認及び、配達物(信書でないもの)が犯罪に供されていると思慮 された時における通報制度を導入すること。
 - 携帯電話事業者等に対する契約時の身分確認の徹底を始めとした被害防止対策を強化すること。
- (2) 高齢者の財産保護を目的とした法整備等を強化すること。
- (3) 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材を整備強化するなど、捜査 基盤を充実強化すること。
- (4) 私設私書箱事業者に対する規制を強化すること。

7 治安基盤の充実強化

【所管省庁 総務省、国土交通省、警察庁】

- (1) 治安体制を充実強化するため以下の措置を講じること。
 - 「地方警察職員たる警察官の都道府県ごとの定員の基準」を改正する こと。
 - 警察車両を整備し、治安体制を充実強化すること。
- (2) 安全・安心・快適な交通環境を実現するため、交通安全施設の充実整備 及び維持管理・更新を推進すること。
- (3) まち・ひと・しごとの創生を進める上で必要となる警察施設の整備に交付金を活用することを可能とすること。

8 東日本大震災等を踏まえた災害対策

【所管省庁 内閣府、総務省(消防庁)、厚生労働省、農林水産省】 東日本大震災による甚大な被害及び南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、 地域の防災基盤や防災力を強化するための対策を講じること。

- (1) 陸海空の交通基盤、医療施設、避難施設などが充実し、地震・津波災害のリスクが低い福岡県の特性を踏まえ、北九州・福岡の両空港などの施設を「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における大規模な広域防災拠点として位置付けること。
- (2) 自主防災組織の育成強化など、地方公共団体が取り組む地域防災力の強化策に対し、確実な財政措置を講じること。市町村において避難行動要支援者避難支援制度が円滑に実施されるよう、制度の内容を広く国民に周知すること。
- (3) 防災通信ネットワークを充実強化するため、防災行政無線の整備及び消防救急デジタル無線の運用に必要な経費について、財政支援の拡充を図ること。

9 佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画

【所管省庁 防衛省】

本年5月18日(日本時間)、米国ハワイ州で発生したオスプレイ事故について、速やかに原因を究明し、説明するよう米国に要請すること。

佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画について、具体的な運用方法及び本 県への影響を早急に明らかにすること。

- (1) 福岡県内での飛行頻度と飛行時間
- (2) 本県内のオスプレイ等の飛行経路における高度と騒音の程度
- (3) オスプレイ等の飛行に伴う本県内のノリ養殖に対する影響

今後、本県への影響が明らかになった時点で、関係する自治体に対し、直接説明するなど適切に対応すること。

10 首都直下地震に備えた首都中枢機能のバックアップ拠点の整備

【所管省庁 内閣府】

首都直下地震をはじめとした大規模災害発生時における首都中枢機能維持のため、バックアップ拠点の整備について検討を進めること。

11 医療機関等の電源確保対策の充実

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 災害発生時等における医療提供体制を確保するため、医療機関に対する 電源確保対策を充実させること。
- (2) 大規模停電時における高齢者福祉施設等の入所者の生命・健康の保持を図るため、当該福祉施設等に対する非常用電源確保対策を拡充すること。

12 加工食品の原料原産地表示の拡大

【所管省庁 内閣府】

加工食品の原料原産地表示は、消費者が商品を選択する際の重要な情報であるため、表示の対象を拡大し、消費者の利便性を高めること。

13 労働安全の確保

【所管省庁 農林水産省】

県内においてダニ媒介性疾患(重症熱性血小板減少症候群)の症例が平成 27年5月に初めて確認され、死亡に至った事態も発生している。

森林作業等の従事者の間で、ウイルスを媒介するマダニに対する不安が拡大していることから、現在、国において進められている調査研究をできるだけ早期に取りまとめ、その結果を踏まえて適切な対策を講じること。

14 地方消費者行政推進交付金の財政措置

【所管省庁 内閣府、総務省】

「地方消費者行政推進交付金」について、地方自治体が消費者行政の充実・ 強化に必要な事業を継続して実施するための財源が安定的に確保されるよう、 財政措置を講じること。

Ⅲ 環境・エネルギー

1 次世代エネルギーとしての水素・燃料電池の普及促進

【所管省庁 経済産業省】

- (1) 水素社会を実現していくため、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」をさらに具体化し、着実に実行すること。
- (2) 安定的に水素需要の期待される燃料電池バスの早期市場投入を促すため、 導入支援制度を創設すること。また、多くの人が利用しPR効果の高いレン タカーの導入支援を行うこと。
- (3) 水素ステーションのコスト低減のため、補助制度の継続及び規制見直しの早期実現を行うこと。
- (4) 2017年の市場投入を目指している次世代燃料電池 (SOFC)の実用化に向けた支援を積極的に行うこと。
- (5) 出力変動の大きい再生可能エネルギーを安定的に活用するために有効な、 水素による電力貯蔵システム実用化に対する支援を積極的に行うこと。

2 エネルギーの安定供給と再生可能エネルギー等の更なる普及 促進

【所管省庁 内閣官房、総務省、経済産業省、環境省】

- (1) 国民生活の安定と経済の持続的発展のため、環境に優しく安価で安定的なエネルギーの需給構造の実現に向けた取組みを強化し、総合的なエネルギー政策を推進すること。
- (2) 再生可能エネルギーやコージェネレーションなど分散型エネルギーの更なる普及促進を図るため、地域間連系線(関門連系線)の複数ルート化など系統連系対策の強化、低コスト化・高効率化のための研究開発、規制緩和などの環境整備を早急に進めること。

3 高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 東アジアにおける広域的な大気保全対策を推進するため、関係各国に対し強力に働きかけること。
- (2) 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の健康影響に関する知見の集積、発生源や生成機構の解明等を早急に行うこと。

4 産業廃棄物不適正処理事案対策の充実強化

【所管省庁 環境省】

不適正処理事案に係る行政代執行に対する財政支援制度の延長及び拡充を図ること。

5 安定型最終処分場の規制強化

【所管省庁 環境省】

- (1) 安定型最終処分場に埋立可能な廃棄物の種類を見直すこと。
- (2) 安定型最終処分場の構造基準を強化すること。
- (3) 稼働中や閉鎖後の安定型最終処分場に必要な改善措置が講じられるよう 財政支援を行うこと。

6 海岸漂着物等対策の財政支援

【所管省庁 環境省】

地方公共団体が実施する海岸漂着物等に係る対策について、引き続き適切な 財政支援を行うこと。

7 森林吸収源対策のための財源確保

【所管省庁 環境省、農林水産省、経済産業省、財務省、総務省】 地球温暖化防止対策を推進するため、森林吸収源対策となる森林整備を「地球温暖化対策のための税」の使途に位置づけ、必要な財源を安定的に確保すること。

8 松くい虫被害対策の推進

【所管省庁 農林水産省、国土交通省、防衛省】

- (1) 民有林については、国庫補助事業に加え、緊急的に県独自の税制である 森林環境税の使途を拡大して対応しているが、引き続き徹底した防除対策 を行うため、十分な財源を確保すること。
- (2)国有林については、国の責任において万全の防除対策を講じるとともに、 民有林との一層の連携強化を図ること。

9 漂漂流物及び海底の堆積物や土砂の処理

【所管省庁 農林水産省、環境省】

流物の回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、災害に伴って発生した大規模かつ広範囲な被害に緊急に対応できるような事業を構築すること。

Ⅳ 医療・福祉

1 「子ども・子育て支援」の充実・強化

【所管省庁 内閣府、厚生労働省】

- (1)「子ども・子育て支援新制度」において、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の質の向上・量の拡充を図るために必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2)地域少子化対策強化交付金については、継続するとともに、より地方の 創意工夫が活かせるよう、弾力的な運用を可能なものとすること。
- (3) 幼児教育・保育の質の向上・量の拡大を図るため、保育士、放課後児童 支援員等の処遇改善や人材確保のための方策を講じるとともに、保育所等 整備による定員増の取組みを継続できるよう、必要な財源措置を講じること。

2 「70歳現役社会」づくりの推進

【所管省庁 厚生労働省】

都道府県が行う高齢者の就業や社会参加支援に関する取組みに対して、都道府県労働局の一層の協力体制を構築するとともに、財政面で支援する制度を創設すること。また、地方自治体が行う出張就職相談事業等における職業紹介事業に関する規制緩和や高齢者の派遣労働期間の制限撤廃を行うなど、高齢者の雇用・社会参加拡大の取組みを推進する措置を講じること。

3 国民健康保険制度の安定的運営の確保

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県毎の財政運営の見通しを示し、安定的な運営の可否について、十分に検証すること。それを踏まえ、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。
- (2) 国保の財政運営の基本となる事項等については、政省令やガイドラインに具体的に明記し、新たな制度の円滑な実施を図るとともに、保険給付等の市町村が担う事務への都道府県の関与のあり方については、真に制度の安定的運営や住民の利便性確保に資するようなものとすること。
- (3) 平成30年度からの新たな制度開始に向け、詳細な行程表と検討課題 を早期に提示するとともに、国民に対し的確に周知を図り、新たな制度 が国民の理解の下で円滑に実施できるようにすること。
- (4) その上で、医療保険制度の安定的な運営のため、全ての医療保険制度 の全国レベルでの一元化を見据え、具体的な道筋を提示すること。

4 介護保険制度の安定的運営の確保

【所管課 厚生労働省】

介護保険制度が将来にわたって安定したものとなるよう、介護保険財政について、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

5 介護予防給付の地域支援事業への移行に対する支援

【所管省庁 厚生労働省】

介護保険制度の改正において、予防給付(訪問介護・通所介護)を、市町村が実施する地域支援事業に移行させるに当たっては、市町村が円滑に事業を開始できるよう、地域の実情に即した実施体制の整備等について、必要な支援策を講じること。

6 難病対策の円滑な運営

【所管省庁 厚生労働省】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、地方自治体、 医療機関等において事務負担が増加している実態を把握し、過大な負担とな らないよう継続的に制度の見直しを行うこと。

7 地域医療介護総合確保基金の適切な配分

【所管省庁 厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金(医療分)を「病床の機能分化・連携」に関する事業にのみ重点的に配分するのではなく、「在宅医療の充実」、「医療従事者の確保・養成」に関する事業についても、十分な事業が実施できるように配分を行うこと。

8 有床診療所等のスプリンクラー等施設整備事業への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

入院患者の安全の確保と地域医療の確保を図るため、防火施設整備等に係る費用に対して更なる財政措置を講じること。

9 災害拠点病院等の耐震化整備への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

災害時における地域医療の確保を図るため、医療施設耐震化臨時特例基金 の積み増しを講じること。

10 子育て支援策の充実

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 子どもを安心して生み育てることができる社会づくりのため、現行の多子世帯保育料等軽減措置における同時入所要件の廃止や無料化を第2子まで拡大するなど、子育て家庭への経済的支援策を強化すること。
- (2) 乳幼児及びひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。また、 現物給付による医療費助成を行った場合の、国民健康保険の国庫負担金の 減額措置を廃止すること。
- (3) ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援策のより一層の充実を図る こと。特に「高等職業訓練促進給付金等事業」については、修業期間の全 期間を支援対象とすること。
- (4) 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けた企業の取組みを促進すること。

11 障害者福祉制度の改革

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 障害福祉サービスを受ける全ての利用者が提出を求められることとなったサービス等利用計画については、作成の推進状況を踏まえ、期限の延長を含め総合的に検討すること。
- (2) 障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する場合に、低所得者だけに生じる負担増を回避するための方策を講じること。
- (3)「障害者総合支援法」の見直しにあたっては、利用者本位のサービスが提供できるよう、以下の措置を講じること。
 - 障害当事者をはじめ、事業者、地方公共団体と十分に協議を行うこと。
 - 国において必要な財源を確保し、持続可能な制度とすること。
 - 工程表を明確にした上で、制度周知等に係る財源措置を行うこと。

12 障害者の就労支援体制の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

障害者法定雇用率の達成に向け、障害者就業・生活支援センターの支援員の増員など、就労支援体制を充実・強化すること。

13 重度障害者に対する経済的支援の充実

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 国において重度障害者医療費助成制度を創設すること。
- (2) 現物給付による医療費助成を行った場合の、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

14 重症心身障害児・者の受入れに係る報酬額の増額

【所管省庁 厚生労働省】

医療的ケアが必要な重症心身障害児や重症心身障害者に対するサービスの 提供が十分行われるよう、報酬額の増額を図ること。

15 発達障害児者に対する支援の充実

【所管省庁 厚生労働省】

- (1)発達障害児者が成長段階に応じ適切な支援を受けることができるよう、 保健師、保育士、教諭、相談支援専門員への研修など、地域の発達障害に 係る専門的知識を有する人材を育成するための施策に対し、所要の財源措 置を図ること。
- (2) 地域の関係機関が協力して発達障害児者への支援を行うことができるよう、関係機関の連携を進めるための施策に対し、所要の財源措置を図ること。

16 「子どもの貧困対策」の充実・強化

【所管省庁 内閣府、厚生労働省】

- (1) 国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」において、「指標の改善に向けた当面の重点施策」とされた各事業のうち、子どもの貧困状態の解消を現実的に進める上で、特に優先的に実施すべきものについては重点的に財源措置を図ること。
 - ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援策のより一層の充実。
 - 児童養護施設等の子どもたちが、自立した社会人としてスムーズに 社会生活をスタートできるよう、きめ細かな支援策の充実・強化。
 - 就学前児童等の基本的生活習慣習得のための取組み等、地方独自の 取組みを支援するモデル事業の創設。
- (2) 都道府県が策定することとなっている子どもの貧困についての計画に、 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する指標を活用できるよう、 国民生活基礎調査における貧困率の状況について、都道府県別の数値の 算出がなされること。

17 障害者施設へのスプリンクラー設置に対する助成

【所管省庁 厚生労働省】

消防法令の改正により義務付けされる障害者施設へのスプリンクラー設置に対し、必要な財源措置を行うこと。

18 人権施策の推進(同和問題をはじめとする人権問題の解決)

【所管省庁 総務省、法務省】

- (1)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題など 人権問題の正しい理解と認識を深めるため、国において人権教育・啓発に 関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体の取組みを促進す るよう財政措置の拡充を図ること。
- (2)人権侵害救済制度の早期確立のため、人権擁護推進審議会の答申や国内機構の地位に関する原則(いわゆるパリ原則)を踏まえ、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。

V 地方の社会基盤の整備

1 福岡空港及び北九州空港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 福岡空港
 - 福岡空港の滑走路増設事業の円滑な推進と早期完成を図ること。
 - 国内線側平行誘導路二重化を早期に完成させること。

(2) 北九州空港

- 北九州空港の貨物拠点化及び24時間空港の利点を活かした路線展開に向けて、現在の2,500m滑走路の3,000mへの延伸を早期に実現すること。
- 大型貨物専用機等の駐機に必要なエプロン等の施設整備について、早期に完成すること。

2 福岡空港及び北九州空港の連携強化

【所管省庁 法務省、国土交通省】

- (1) 北九州空港、福岡空港へのアクセス道路の早期事業化を図ること。
- (2) 24時間利用可能な北九州空港の特性を活かし、早朝・深夜の活用とともに貨物拠点化への取組みを進めること。
- (2) 福岡空港の発着枠を超える就航希望便(特にLCC)の北九州空港への 誘導に努めること。
- (3) 北九州空港における国際線の利用促進のため、入管手続の迅速化を検討すること。

3 地方の社会資本整備の推進

(1) 地方の社会資本整備の推進

【所管省庁 農林水産省、国土交通省】

防災・減災対策、老朽化対策、地域の活力を支える基盤の整備を着実に推進すること。

(2) 豪雨災害からの復興

【所管省庁 国土交通省】

≪矢部川≫

- 矢部川河川激甚災害対策特別緊急事業(国)を着実に推進すること。
- 矢部川水系の河川(県)について、改良復旧事業等を推進すること。
- これに必要な予算を確保すること。
- ≪高尾川・鷺田川≫
- 高尾川・鷺田川の緊急的な河川整備を推進すること。
- これに必要な予算を確保すること。

4 社会資本の老朽化対策

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1) 市町村の道路施設の点検、修繕に係る交付金の国費率の嵩上げ、さらなる起債対象の拡大等、財政支援の拡充を図るとともに、維持管理・更新に関する技術開発や技術者の育成を行い、市町村を支援すること。
- (2) 遠賀川水系等の河川管理施設(国)について、計画的に維持管理・更新すること。
- (3) 河川施設等の定期点検・小規模な修繕に要する費用を交付金の交付対象とすること。

5 ダム建設による水資源対策等の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 五ヶ山ダム、伊良原ダム及び小石原川ダム建設事業を推進すること。
- (2) 筑後川水系ダム群連携事業について、速やかに検証作業を実施し、対応 方針を早期に決定すること。

6 自然災害対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

集中豪雨等により過去幾度となく甚大な被害が発生していることから、今後の災害の軽減・予防に資する事業(河川、海岸、道路防災)を推進すること。

7 土砂災害対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 今後の土砂災害の軽減・防止に資する事業を推進すること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の緩和及び柔軟な運用を行うこと。

8 河川施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

水門、排水機場、ダム施設等の多くが建設から30年~40年を経過し、 老朽化が著しいことから、これらの施設の老朽化対策事業を推進すること。

9 下関北九州道路の早期整備

【所管省庁 国土交通省】

下関北九州道路の具体化に向け、必要な調査を行うこと。

10 高規格幹線道路の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 東九州自動車道の県内区間の一日も早い全線完成に向けて整備を推進すること。
- (2) 西九州自動車道全線の自動車専用道路としての整備を推進すること。

11 地域高規格道路の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 有明海沿岸道路の整備を推進すること。
- (2) 北九州空港、福岡空港へのアクセス道路の早期事業化を図ること。
- (3) 下関北九州道路の具体化に向け、必要な調査を行うこと。
- (4) 北九州・福岡都市圏の発展に必要な幹線道路ネットワークの整備を推進すること。

12 大規模災害に備える道路網の確実な整備

【所管省庁 国土交通省】

地域防災計画に定める啓開道路ネットワークの確実な整備に必要な予算を確保すること。

13 地域の自立促進のための道路網の確実な整備

【所管省庁 国土交通省】

自動車、バイオ、農林水産業、歴史・文化遺産などの地域の産業・観光拠点と空港、港湾、インターチェンジなどを結ぶ幹線道路(国道3号、国道10号、国道201号など)の整備を推進すること。

14 道路施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

本県が管理する道路施設(橋梁、トンネル、舗装等)は、今後急速に高齢 化が進むため、老朽化対策事業を推進すること。

15 道路施設の震災対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

震災時に落橋を回避するレベルの耐震が未了の橋梁について、震災対策事業を推進すること。

16 交通安全事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

交通事故のない安全な交通の確保と安心して移動できる空間確保のため、 自転車利用環境の整備、歩道設置、交差点改良及び歩道のバリアフリー化と いった交通安全事業を推進すること。

17 日本海側の拠点としての博多港・北九州港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

発展著しいアジアに近いという地理的優位性を活かし、国際競争力を高めるため、日本海側の拠点としての博多港・北九州港の機能強化を推進すること。

18 重要港湾苅田港・三池港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 自動車産業・セメント産業の物流拠点である重要港湾苅田港の機能強化を推進すること。
- (2) 県南地域の物流拠点として重要な役割を担っている重要港湾三池港の機能強化を推進すること。

19 港湾における老朽化対策並びに地震対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1)港湾施設・港湾海岸の老朽化対策を推進すること。
- (2) 施設の点検・調査費用の予算措置をすること。
- (3) 港湾における地震対策を推進すること。

20 鉄道の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 九州新幹線西九州ルート (博多〜長崎間 約143km) については、武雄温泉〜長崎間の整備推進 (フル規格 約66km) 並びに肥前山口〜武雄温泉間の複線化整備 (在来線活用区間のうち 約14km) を推進すること。また、フリーゲージトレインの開発促進及び実用化を推進すること。
- (2) 東九州新幹線について、整備計画路線へ格上げするとともに、所要の整備財源を確保すること。

21 地方鉄道路線等の維持・確保の推進

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1) 地方の鉄道及びバス路線並びに離島航路の維持・確保のため、必要な予算を確保すること。
- (2) 地方の鉄道路線への財政支援の拡充など適正な支援を講じること。

22 鉄道駅の耐震化推進について

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 地震に強いまちづくりを実現するため、国の補助制度の制度存続を図り、 鉄道駅の耐震化の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) さらに、補助制度の拡充を図ること。

23 水道施設整備費国庫補助予算の確保と制度の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 水道施設整備費国庫補助の予算額を確保すること。
- (2) 老朽施設の更新、改良事業に対する財政支援制度の充実・強化を図ること。

24 市街地再開発事業等の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 老朽化した建築物が密集し、公共施設の整備が不十分な既成市街地において、都市の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を一層推進してまちの魅力を向上させるため、市街地再開発事業に必要な予算を確保すること。
- (2) 道路や広場等の公共施設と宅地を一体的、総合的に整備し、健全な市街地形成を図るため、地域の多様な課題に応じて活用できる土地区画整理事業の推進に必要な予算を確保すること。

25 都市再生整備計画事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

人口減少・高齢化社会が進展する中、地域の歴史・文化・自然環境、観光 資源等の特性を生かした個性と魅力あふれる地域再生・都市再生を一層推進 するため、都市再生整備計画事業に必要な予算を確保すること。

26 街路事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における自動車等の円滑な交通の確保と安全で安心して生活ができる 市街地の形成を図るため、次の事業の推進に必要な予算を確保すること。

- 西鉄天神大牟田線(春日原~下大利)連続立体交差事業
- 都市の骨格を形成する幹線街路(福間駅松原線、鯰田中線、久留米駅 南町線等)の整備

27 都市公園事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における快適な生活環境の整備や災害時の避難場所を確保、多様なイベントや健康増進活動の場の提供、さらに観光資源一つとして、次の都市公園整備の推進に必要な予算を確保すること。

- 県営筑後広域公園
- 県営大濠公園
- 国営海の中道海浜公園

28 住宅セーフティネット機能の確保・強化

【所管省庁 国土交通省】

住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、老朽化した公営住宅等の建替え・改善の推進に必要な予算を確保するとともに、制度の拡充を図ること。 また、サービス付き高齢者向け住宅整備事業の時限措置を撤廃すること。

29 住宅ストックの有効活用

【所管省庁 国土交通省】

人口減少社会や少子高齢社会に対応するため、高齢者世帯や子育て世帯など各々の世帯が、ニーズに応じた住生活を送れるよう、住み替えの促進など、より一層の住宅ストックの有効活用を進めること。

30 住環境整備・住宅市街地整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 不良住宅等の密集した地区の住環境整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに制度の拡充を図ること。
- (2) 狭あい道路の整備を推進し、安全な住宅市街地の形成を図るため、整備 促進事業の時限措置を撤廃すること。

31 建築物の耐震化の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 地震に強いまちづくりを実現するため、不特定多数の者や避難弱者が 利用する特定建築物の耐震診断、耐震改修の推進に必要な予算を確保する とともに、制度の拡充を図ること。
- (2) さらに、耐震対策緊急促進事業の事業期間を延長すること。

32 下水道事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全等を図るため、次の下水道の整備計画の推進に必要な予算を確保すること。

- 公共下水道、流域下水道の整備推進
- 公共用水域の水質改善のための高度処理の導入推進
- 浸水対策の推進
- 下水道施設の耐震化の推進

33 九州大学学術研究都市構想の推進

【所管省庁 文部科学省、国土交通省】

- (1) 九州大学統合移転を着実に推進すること。
- (2) 伊都キャンパスに係る西回りルート、中央ルートなどのアクセス道路及 び国道202号バイパス(福岡市〜糸島市)の整備を推進すること。

VI 教育・文化

1 女性の活躍を推進する取組みの充実・強化

【所管省庁 内閣府】

地域の課題を解決するため、地方が創意工夫して行う女性活躍推進の取組みに対して、積極的な支援を行うこと。特に、将来の日本を担う女性トップリーダーを育成するため、地域の大学を拠点とした、世界トップクラスの講師を招聘したセミナーの開催など新しい人材養成の取組みに対する支援を行うこと。

2 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ 2019 開催を契機とした地域スポーツの活性化及び関連産業の振興

【所管省庁 文部科学省、内閣官房】

- (1) 地域スポーツを振興するため、地方での国際大会開催を支援するとともに、多くの地域において海外チームのキャンプが行われるよう、国として 積極的な誘致活動を行うとともに、誘致に取り組む自治体に対する支援を 行うこと。
- (2) 地域における次世代トップアスリートの育成システムの構築に向け、地域強化拠点の整備やプロフェッショナルコーチの配置を図るとともに、障害者スポーツの推進に向け、各自治体が保有するスポーツ施設に対するバリアフリー化支援や指導者の養成などを速やかに行うこと。
- (3) 引退したトップアスリート等を指導者として養成する機関の設立を含め、 人材活用のあり方について検討すること。

これらの施策を通じて、地方でのスポーツの拠点化や、関連産業の立地促進など産業振興のための環境整備を図ること。

3 世界遺産登録後の管理保全及び登録に向けた取組みの推進

【所管省庁 内閣官房、総務省、文部科学省、国土交通省】

- (1)世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」について、引き続き構成資産の管理保全に関する技術的支援・財政的支援を行うこと。また、保存管理計画に基づき、稼働を継続しながら資産を保全する所有者の負担を軽減するための税財政上の支援を行うこと。
- (2)「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」について、平成29年度の世界遺産登録の実現に向け、平成27年度にユネスコへ推薦すること。

4 高等学校等就学支援金制度の見直し

【所管省庁 文部科学省】

高等学校等就学支援金制度については、生徒・保護者や関係機関の実情を 踏まえ、事務手続きの簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、 支給方法など、適宜見直しを行うこと。

5 高校生等奨学給付金制度の見直し

【所管省庁 文部科学省】

奨学のための給付金については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消 するための見直しを行うとともに、事務費も含めて全額国庫負担により実施 すること。

6 高等学校等奨学金事業の財源措置の確保

【所管省庁 文部科学省】

各都道府県の高等学校等奨学金事業の現状に基づき、その財源となる予算 を確保するとともに、本県の事業規模に応じて交付すること。

7 高等学校授業料減免事業等支援制度の創設

【所管省庁 文部科学省】

高校生等の就学機会の確保のため、従来の高等学校授業料減免事業等支援 臨時特例交付金制度に準じる、新たな支援を早急に行うこと。

8 教職員定数改善計画の早期策定

【所管省庁 文部科学省】

学級編制の標準の改善、個別の教育課題に対応した計画的・安定的な教職 員定数改善計画を早期に策定し着実に実施すること。

9 ICT教育の推進

【所管省庁 文部科学省】

地方公共団体がICT教育に係る情報機器の整備やICT支援員を配置するに当たり、必要な財政支援を行うこと。

10 地域の大学を拠点とした女性リーダー育成の支援

【所管省庁 内閣府】

地域の大学における、将来の日本を担う女性トップリーダーを育成するプロジェクトに支援を行うこと。

11 地域の文化資源等を活用した文化芸術活動の支援強化

【所管省庁 文部科学省】

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、地方が実施する地域の文化資源等を活用した文化芸術活動への支援を強化すること。

Ⅷ 地方創生の実現と行財政改革・地方分権の推進

1 地方創生の実現に向けた国・地方一体となった取組み

【所管省庁 内閣府、内閣官房、総務省】

地方創生を図るためには、まず地方が自ら地域の実情に応じて創意工夫を 凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組む必要があることから、 以下の措置を講じること。

- (1) 地方創生のための施策を拡充・強化する歳出を引き続き地方財政計画に計上し、増大する社会保障関係費への対応も含め、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保すること。
- (2)上記の一般財源総額の確保に加え、地方創生の取組みを深化させるため、 単なる既存の財源の振替によらない新型交付金を創設すること。この新型 交付金は、地方の意見を十分に取り入れ、先進的あるいは高い効果が見込 める施策に柔軟に対応できるよう、制度設計すること。
- (3) 地方分権改革は、地方創生の基盤であることから、国の出先機関改革や道州制の議論に関わらず地方からの提案の実現を図るなど、地方分権改革を着実に推進すること。

2 社会保障・税に関わる番号制度

【所管省庁 内閣官房、総務省、厚生労働省】

- (1)番号制度の円滑な導入のためには国民の認知・理解を深めることが不可 欠であることから、周知・広報を強化すること。
- (2) 番号制度の導入及び運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにすること。

3 「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定

【所管省庁 総務省】

「平成の合併」により広域化した市町村や高齢化・過疎化が進行する小規模市町村が、将来にわたって安定的に住民の安全・安心や地域振興に係る行政サービスを維持することができるよう、「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定を行うこと。

4 政府関係機関の地方移転の実現

【所管省庁 内閣官房】

地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転については、地方の自主性に任せるだけでなく、国も積極的に協力し、早期実現を図ること。